

兵庫県地域創生戦略会議設置要綱

（設置）

第1条 「地域創生推進本部」（以下「本部」という。）が「兵庫県地域創生戦略」（以下「戦略」という。）を策定するにあたり、有識者による指導助言を受けるため「兵庫県地域創生戦略会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 戦略の案の作成に係る指導・助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域創生の推進に関する事項に係る指導・助言

（組織）

第3条 会議は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から平成28年3月31日までとする。ただし、再任されることができる。

（座長）

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は座長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画県民部政策創生部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 本部が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（ワーキングチーム）

第6条 本部が必要と認めるときは、会議にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームの運営については、別に定める。

(謝金)

第7条 委員が会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画県民部地域創生課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、兵庫県地域創生条例の失効日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条に規定する委員は次のとおりとする。

(五十音順)

氏名	所属・役職
青木 剛	商工組合中央金庫 神戸支店長
石田 正	兵庫県農業協同組合中央会会長
太田 貞夫	(株)神戸新聞社 神戸新聞パートナーセンター長
加藤 恵正	兵庫県立大学政策科学研究所所長・教授
神田 武	兵庫県商工会連合会副会長
佐竹 隆幸	兵庫県立大学大学院経営研究科教授 (しごと創出WT)
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
寺崎 正俊	兵庫県経営者協会会長
戸田 善規	兵庫県町村会会長 (多可町長)
中瀬 勲	県立人と自然の博物館館長 (地域活力向上WT)
橋本 博之	(一社)兵庫県信用金庫協会会長
槇山 淳	日本放送協会 神戸放送局長
森 茂起	甲南大学文学部教授 (少子対策WT)
藪本 信裕	神戸商工会議所副会頭
山中 健	兵庫県市長会会長 (芦屋市長)
吉見 隆	(株)三井住友銀行 公共・金融法人部長